

事案 1

1. 事案の概要

総合戦略部の係長（30 代男性）は、村職員が公務外で参加する親睦団体（団体 A・B）で会計業務を担当していたが、団体の口座から無断で現金を引き出す等により、資金を私的に流用していた。

本件は、団体 A が令和 6 年度の決算書類を作成する際に発覚したものであり、団体 A においては令和 6 年 4 月から 6 月にかけて、複数回にわたる私的流用があったことが発覚した。

事案発覚を受けて調査を行った結果、団体 B においても令和 6 年 7 月から 8 月にかけて複数回にわたり私的流用があったことが発覚した。

私的流用額は、団体 A が 692,837 円、団体 B が 417,000 円となっている。不正流用された資金については、借金返済に充てられたり、個人の口座へ移管されたりしていた。なお、私的流用分については両団体とも全額返還されている。

また、個人的な負債の返済や投資等のために、令和 5 年 9 月から令和 7 年 8 月にかけて 50 人以上の職員や知人（村民）などから合計約 1,700 万円の借り入れをし、職場内の秩序を乱すとともに、勤務時間中に度重なる借入を行うなど職務専念義務に違反する行為があったことも発覚した。なお、職員等からの借金については、全額返済予定となっている。

2. 被処分者及び処分量定

事案当時の職位	処分事由	処分の量定
課 長（50 代男性）	管 理 監 督 者 責 任	厳重注意（文書）
係 長（30 代男性）	勤務態度不良 職場内秩序びん乱に 類する行為 公務外横領	懲戒免職

3. 再発防止に向けて

本件は、職員による著しい服務規律違反により、職場内外の信頼を損なう重大な事案であると認識しています。再発防止に向けて、職員の倫理意識と法令遵守の徹底を図るとともに、職務専念義務の重要性を改めて周知し、健全な職場環境の維持に努めてまいります。

また、親睦団体等における会計管理の適正化や、職員間の金銭貸借に関する注意喚起を行い、信頼回復に向けた取り組みを進めてまいります。

事案 2

1. 事案の概要

令和 6 年度のマイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費見込調において、補助対象経費となる会計年度任用職員 4 名分の人件費のうち、令和 6 年 6 月支給分の期末手当の計上漏れたことにより、補助金受入額に不足（270,000 円※）を生じさせ、村財政に損失を与えた。

【経緯】

・ 令和 7 年 1 月末

村民生活部職員が対象経費見込調のため対象経費の集計を行うにあたり、令和 6 年 6 月支給の期末勤勉手当額のうち勤勉手当のみを計上し、期末手当（418,241 円）の計上漏れてしまった。

・ 令和 7 年 3 月末

補助金の額確定報告を行う時点で対象経費の計上漏れに気づいたが、対象経費見込調時点で報告した額以上の交付申請を行うことができず、結果的には 270,539 円分の補助が受けられなかった。

※計上漏れは 418,241 円だが、他の経費の不用残額等の充当により、最終的には 270,539 円の不足となった。

また、交付金は千円未満切り捨てのため、補助金としては 270,000 円が歳入欠損となった。

2. 被処分者及び処分量定

被処分者	処分事由	処分の量定
課 長（50 代男性）	管 理 監 督 者 責 任	厳重注意（文書）
課長補佐（50 代女性）	管 理 監 督 者 責 任	訓 告
係 長（40 代女性）	不適正な事務処理	減給（1/10）1 月

3. 再発防止に向けて

全職員に対し、国等の補助金交付申請手続きにおいて、担当職員及び副担当職員、係長、課長補佐、課長等の複数職員で対象経費の積算根拠の確認を行うとともに、積算根拠のチェックを徹底するよう注意喚起を行い、事務の更なる適正化を図ってまいります。